

高齢者虐待対応における関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーク実践-「中間域」に焦点をあてた質的分析-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-03-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 綿谷, 聡成, 奥西, 栄介 メールアドレス: 所属:
URL	https://fpu.repo.nii.ac.jp/records/73

[研究論文]

高齢者虐待対応における関係形成が困難な 養護者に対するソーシャルワーク実践

— 「中間域」に焦点をあてた質的分析 —

綿谷 聡成¹⁾・奥西 栄介²⁾

I. はじめに

2006年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法と略す)では、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、養護者の負担の軽減を図る支援のための措置などを定めている。高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進し、高齢者の権利利益の擁護を法の目的に据えている。

高齢者虐待防止法の趣旨からすると、たとえ虐待の事実が認められたとしても、高齢者と養護者が個人として尊重され、可能なかぎり良好な関係を維持し、生活を継続していくことをねらいとして、虐待事例にアプローチすることが重要である。しかし、援助過程において養護者の拒否的な態度によって、虐待の防止や有効な生活支援に結びつきにくい現状が少なからず見られる。加えて、虐待の事実が確認された後も、虐待行為を危惧しつつも高齢者と養護者が同居し続けている実態がある。また、援助側から見ると、特に、援助を拒否する養護者に対して有効なアプローチがとりづらい現状が見受けられる。養護者に対する有効な援助なしには、高齢者と養護者の生活の安定は望めず、さらにソーシャルワーク実践の原則に立ち返ると、援助者は養護者との援助関係の形成なしに、高齢者と養護者の生活の安定に向けた実質的な援助を開始することはできない。

高齢者虐待防止法の趣旨のとおり、高齢者本人の権利擁護だけでなく、拒否や抵抗を示す養護者に対しても、単に事案の虐待者と捉えるのではなく、援助の対象となるクライアントとして把握し、援助関係の形成に基づくソーシャルワーク実践のあり方と具体的方法を検討することが課題としてあげられる。

II. 臨床場面における問題の所在

高齢者虐待防止法の施行に合わせ、厚生労働省老健局(2006)「市町村・都道府県における

受付日 2014.11.1

受理日 2014.12.16

所属 1) 社会福祉法人鶴来会 特別養護老人ホームあじさいの郷、2) 看護福祉学部

高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づき、東京都保健局（2006）「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—東京都高齢者虐待対応マニュアル—」をはじめ、各都道府県、市町村において虐待対応マニュアルが作成されている。しかし、虐待対応マニュアルを用いても虐待対応の難しさは解消されていない。

臨床場面における虐待対応の困難性の要因分析に関する先行研究をみると、虐待者の性格・人格、家族内の人間関係、高齢者の性格・人格、虐待者の介護疲れ、高齢者の認知症によるものや（医療経済研究機構 2004；鶴沼ら 2007）、他の要因として、アルコール依存、精神疾患、高齢者の身体の自立度の低下、経済的困窮が対応困難の要因として報告されている（長谷川ら 2009；大島 2010）。さらに、養護者個人や高齢者の特性などの要因とは別に、高齢者と養護者の共依存関係による支援の困難性（難波ら 2006）や虐待者となりやすい息子に着目し、息子の性格の特徴について、粗暴な性格および精神的未成熟、依存関係といった要因を指摘する研究もみられる（鶴沼ら 2007；長谷川ら 2009；大島 2010）。

次に、援助者が困難感を抱く具体的な対応方法の困難性をみると、虐待を認めない、介入を拒む養護者に対して、援助者自身の援助技術の力量不足から生ずる対応困難を指摘する調査がある（医療経済研究機構 2004）。また、援助者自身が虐待者に否定的な感情を抱くことや、たとえば、高齢者の要望の尊重（同居の継続）か、保護（分離）すべきか、という援助者の揺れる感情や認識も対応に影響を与えることが報告されている（藤江 2009）。さらに、虐待対応における養護者の拒否によって対応が長期化し、援助者の不安や焦り、ジレンマを高じさせて、虐待対応に消極的になる傾向が示された調査結果もある（藤江 2010）。その他、高齢者と養護者への支援に関して、そもそも虐待者と被虐待者をひとつの家族として支援する困難性を指摘し、虐待対応における対象の枠組みの再検討を提起した研究もみられる（岡田 2008）。

虐待対応プロセスについては、虐待の事実の判断の困難性、特に、本人や養護者が虐待の事実を隠す傾向があることから、初動期の対応や支援の開始が困難であり（服部万里子 2009）、また、養護者が虐待の自覚や罪悪感がない場合もあり、関係形成の手がかりが掴みにくい（服部安子 2009）。ケアマネジメントのプロセスでは、介護支援専門員によるケアプラン作成において、養護者の拒否的な態度から、養護者に受け入れられるケアプランに傾斜せざるを得ないこと、介護保険制度におけるケアマネジメントでは、家族関係の調整まで深入りできないことなどの困難を報告している（表ら 2010）。

以上の先行研究から、高齢者虐待対応において、援助者が困難感を抱く要因は様々である。困難な臨床場面において、援助者が養護者に対していかに接近し、実際の援助につないでいるかは明らかにされていない。特に援助を拒む養護者に対して、ソーシャルワーク実践の基盤となる援助関係の形成に向けた有効な接近方法を捉えることが求められる。

Ⅲ. 拒否的なクライアントに対するアプローチに関する先行研究

ソーシャル・ケースワークの援助関係論を著した Biestek は、援助関係を「ケースワークという臨床過程そのものに流れをつくる水路 (channel)」と述べ (Biestek=2006: 4)、ケースワークの展開の諸過程を水路にたとえて、援助関係が形成され展開するものとする。また、「援助関係とはケースワーカーとクライアントとのあいだで生まれる態度と感情による力動的な相互作用である。そして、この援助関係は、クライアントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現してゆく過程を援助する目的をもっている」と定義づけている (Biestek=2006: 17)。

さらに、Biestek のいうケースワークの援助関係とは、ソーシャルワーカーとクライアントが相互にかかわり、信頼関係を基盤にクライアントが抱える諸問題に対応していくことである。高齢者虐待対応と重ねて言えば、拒否的な養護者を援助過程の水路に導き、相互の信頼に基づく協働的な関係形成を目指すことになる。

Biestek の援助関係論に通じるソーシャルワークの価値基盤について考えてみると、たとえば、Butrym は、「ソーシャルワークに不可欠な価値」として、次の3つをあげている。第1は「人間のもって生まれた価値によるもの」とする「人間尊重」である。第2に「人間はそれぞれに独自性をもった生きものであるが、その独自性を貫徹するのに、他者に依存する存在である」という「人間の社会性」である。そして第3に「人間の変化、成長及び向上の可能性に対する信念から生じている」とする「人間の可能性」をあげている (Butrym=1986: 59-66)。つまり、高齢者虐待事例におけるソーシャルワーク実践においては、これらの価値を念頭に置き、拒否や抵抗を示す養護者に対して、いかなる援助を試みることができるのかが問われるのである。

ここで、拒否や抵抗がみられるクライアントとソーシャルワーカーの援助関係の乖離を克服し、関係を形成するソーシャルワークのアプローチについて概観してみる。

Fantl は、児童保護ワーカーや児童観察官を対象に、心理学的な視点やクライアントと環境の相互作用の視点を包含しつつ、法などに基づいた権威、専門知識や技術による権威を活用し、設定した処遇目標を達成するための非受容的ケースワークとも言える、攻勢的ケースワークを提示している (Fantl=1972: 89-92)。

また、伊藤が検討した Rooney の「インヴォランタリー・クライアントを援助するための具体的方策 (Strategies for Work with Involuntary Clients)」は、非自発的で援助に抵抗を示すクライアントを対象としている (伊藤 1999: 100-101)。これは、クライアントに対する法や制度の委任による強制的な接触によって表出する拒否的な態度を理解しながら、クライアントの価値観やストレスの把握、ワーカーとクライアントの役割の明確化、協議や選択の可能性を提示するアプローチである。そして、援助者側の関与、圧力を回避したいというクライアントの心理を活用し、法の要請や援助者の専門的な判断による必要なサービスを利用しない場合は、

ある一定の必然的な結果が与えられることを説明し、援助者側の意図についてクライアントの同意を得るアプローチである。

Trotter は、保護観察中の犯罪者、児童虐待を行う者、薬物乱用者、ドメスティック・バイオレンスをおこなう者などの援助を求めない、非自発的クライアントへのアプローチを提示している。その特徴には、①ワーカーが有する法的統制者と福祉的援助者の2つの役割の明確化、②ワーカーが促進したい価値である向社会的価値（法律に反しない価値や行為）の強化、③協働的問題解決のためのアプローチ、④対人関係スキルである共感、傾聴、理解による関係形成などを活用する向社会的アプローチである（Trotter=2007：30-49）。

Dejong と Berg が提唱した「ソリューション・フォーカスト・アプローチ（Solution Focused Approach）」（以下、SFA と略す）は、抵抗を示すクライアントへの面接技法として開発されている。SFA の特徴には、クライアントの価値観を理解するために、援助者は、「知らない（not knowing）」という姿勢をとることから始め、援助職が用いる基本的面接技法に加え、SFA の独自の実践的技法と工夫を活用して面接を進める。SFA では、援助者とクライアントの関係性を表すものとして、「カスタマー・タイプ関係」、「コンプレイナント・タイプ関係」、「ビジター・タイプ関係」の3つがあり、特に「ビジター・タイプ関係」は、抵抗を示す最も関係形成が難しいクライアントを想定したものである。援助者は「ビジター・タイプ関係」であっても抵抗を抑え込むのではなく、クライアントの願望や考える力を見出し、クライアントの能力を発揮できる援助を重視している（Dejong and Berg=1998：72-90）。

わが国の高齢者虐待対応のアプローチとしては、児童虐待における「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ（Signs of Safety Approach）」¹⁾を援用した「安心づくり安全探しアプローチ」がある（副田ら 2012）。これは、高齢者虐待対応において援助を拒否する養護者に対して、危害やリスクの確認だけでなく、安全につながる高齢者と家族のストレングス、活用できる資源、心配事への対処の方法、工夫を見出し、コンプリメント（ねぎらい、感心、肯定的評価、賞賛等）することで援助関係を形成し、援助者も回避感情を和らげ、虐待事例を支援していく解決志向のアプローチである（副田ら 2012：9-10）。今後、対応困難な養護者へのアプローチとして実践的な活用が期待されている。

以上、抵抗や拒否などが見られる、インヴォランタリーなクライアントに対する援助には複数の手法が提唱されており、ソーシャルワーク実践におけるアプローチとして有効性が確認されている。先行研究を概観し、共通することは、あくまでもクライアントの人間理解、人間尊重を援助の基盤とし、援助関係の形成に取り組み、クライアントの主体性を引き出して援助する志向性を有していることである。ただし、クライアントの状況においては、法制度の強制力に依拠するアプローチも見られた。

IV. 本研究の目的および手続き

1. 本研究の目的

本研究の目的は、高齢者虐待事例において、援助者の介入や支援に拒否、抵抗、無関心などの態度を示す関係形成が困難な養護者に対して、地域包括支援センターの社会福祉士による関係形成に向けた接近方法の実際を把握し、アプローチのバリエーションを整理した上で、それらをソーシャルワーク実践の観点から高齢者虐待対応に措定するものである。

2. 研究の手続き

1) 調査対象者、および調査方法

高齢者虐待対応を行う行政直営の地域包括支援センターの社会福祉士資格を有するソーシャルワーカーにヒアリング調査を実施し、関係形成が困難な養護者に対して、虐待対応の初動期からある一定の結果が明確となる時期までのソーシャルワーカーの養護者に対する接近方法のプロセスを遡及し検討した。

調査対象者は、A市と、隣接するB市の2箇所の行政直営の地域包括支援センターに勤務する5年以上の虐待対応の経験を有する男性2名、女性1名計3名の社会福祉士資格を有するソーシャルワーカーである。

ヒアリング調査は2段階に分けて実施した。第1段階のヒアリング調査として、関係形成が困難であった虐待事例から10事例を抽出し、それら的高齢者本人の性別、年齢、要介護度、認知症の有無、家族状況、養護者の状況、虐待発生状況、虐待内容等を聴取した。

第2段階のヒアリング調査では、該当事例に対してインタビューガイドを作成し(表1)²⁾、ソーシャルワーカーの虐待対応について、再度ヒアリング調査を行い、実際の対応方法、養護者の言動の変化、援助者の認識等を聴取した。調査期間は2013年2月から6月にかけて、調査対象者一人につき1回2時間のヒアリング調査を計2回実施した。3人の調査対象者に対して延べ12時間のヒアリング調査を行っている。なお、第2段階のヒアリング調査の際、倫理的配慮に基づき調査対象者、および管理者の許可を得てヒアリング内容をICレコーダーに記録した。

表1 インタビューガイド

- | |
|--|
| <p>①最初の訪問までにカンファレンスを行っていましたか。支援計画、介入の目的や目標を定めていましたか。</p> <p>②ソーシャルワークの実践者として、どのような援助の視点を大切にしておかろうとしましたか。</p> <p>③関係形成が困難な養護者へのかかわり方のポイントはどこにおかれていましたか。</p> <p>④援助に拒否や抵抗を示す養護者に対して、意識しておこなったアプローチの方法はありましたか。</p> <p>⑤関係形成が困難な養護者への対応場面において、養護者の心情、あるいは、援助者である自分自身の認識や感情はどのようなものでしたか。</p> <p>⑥初動期における接触から関係形成ができたと思われた時点、あるいは、困難を感じた時点は援助期間のどのあたりでしたか。</p> <p>⑦関係形成のために工夫したことは何かありましたか。</p> <p>⑧事例を振り返り、効果的であったと思われる対応はありましたか。</p> |
|--|

2) 虐待事例の概要

分析対象とした虐待事例（10事例）について、高齢者および養護者の状況、家族構成、虐待内容（種別）、対応結果、および初動期から対応結果までの期間を表2に示した。

なお、表2の「対応結果」にある「一時分離→在宅生活継続」（事例5、8、9）については、地域包括支援センターの援助方針として、比較的早期の在宅での同居生活への復帰を念頭に、短期入所生活介護サービスや医療機関への入院といった一時的な分離の対応をおこなっている。また、「分離→在宅生活継続」（事例6）については、地域包括支援センターの援助方針として、虐待状況の重篤さから高齢者を有料老人ホームへ入所させて、生活の場所を完全に分離することになったが、その後、高齢者本人の要望を汲み、市町村や本事例に関わる関係者のカンファレンスを通して、同居生活を再開するための要件提示を養護者が受け入れることを前提に在宅生活継続が再開された事例を示している。10事例の虐待状況については、各事例の概略を表3に記述した。

表2 虐待事例の概要

事例	高齢者（被虐待者）				家族構成	虐待内容 (種別)	養護者（虐待者）				対応結果	初動期から対応 結果までの期間
	性別	年齢	要介護度	認知症 の有無			性別	続柄	年齢	養護者の状況		
1	女	80歳代	要介護 1	認知症： 軽度	2人暮らし	心理・経済	男	息子	50歳代	無職 介護知識なし	在宅生活継続	約2ヶ月
2	女	80歳代	無	認知症： 中度	夫、息子と 3人暮らし	身体・心理	男	息子	50歳代	無職 介護知識なし	在宅生活継続	約5ヶ月
3	女	70歳代	無	認知症： 中度	2人暮らし	心理・経済	男	息子	40歳代	無職 土地賃借収入有	在宅生活継続	約1年
4	女	80歳代	要介護 2	認知症： 軽度	2人暮らし	心理 介護放棄	男	息子	50歳代	会社員 兼業農家	在宅生活継続	約3ヶ月
5	女	80歳代	要支援 2	認知症： 軽度	娘夫婦、 孫が3人の 6人暮らし	身体・心理	女	娘	40歳代	家事	一時分離→ 在宅生活継続	約2週間
6	男	70歳代	無	認知症： 無	2人暮らし	介護放棄	男	息子	40歳代	精神疾患の 既往有	分離→ 在宅生活継続	約4ヶ月
7	女	80歳代	無	認知症： 軽度	2人暮らし	心理	男	息子	40歳代	無職	在宅生活継続	約3ヶ月
8	女	80歳代	要介護 2	認知症： 中度	2人暮らし	介護放棄	男	息子	50歳代	会社員	一時分離→ 在宅生活継続	約1年
9	女	70歳代	無	認知症： 軽度	2人暮らし	心理 介護放棄	女	娘	40歳代	精神疾患の 既往有	一時分離→ 在宅生活継続	約1年
10	女	70歳代	無	認知症： 無	2人暮らし	身体・心理	男	夫	70歳代	飲酒による 精神的不安定	分離	約2年 (1年前に初回分離)

表3 虐待状況の概略

事例	虐待状況
1	息子は無職で母親の年金をあてに暮らしていた。また、息子の借金から家が競売にかけられてしまう。息子は認知症や介護の知識がなく、認知症で徘徊する母親が自宅から外に出ることを嫌うが、いつも一緒にいる母親の行動に腹をたて暴言を放っていた。心理的虐待、経済的虐待と認定される。その後、虐待行為が改善し、同居生活を継続している。
2	息子は無職で介護知識はない。几帳面な性格であり、認知症の母親が居間に並べた瓶などに触れたり、整理整頓した台所に入って汚したりすると、カッと手を取り上げ暴言を放っていた。身体的虐待、心理的虐待と認定される。その後、虐待行為が改善し、同居生活を継続している。
3	息子は無職で、自宅で趣味のパソコンをさわって一日を過ごす。インターネットで得た介護知識は持っているようだが、認知症で徘徊がある母親の介護は十分できず、母親の行動に対して、罵声を浴びせるなどの言動が見られた。また、土地の貸借収入はあるが、母親が年金を渡さないと暴言を放つ。心理的虐待、経済的虐待と認定される。その後、養護者自身から来談するようになり、虐待行為が改善し、同居生活を継続している。
4	息子は会社員と農業を兼業していた。妻と離婚後、母親と暮らすようになった。認知症や糖尿病のある母親に対して、息子の偏った介護から食事の管理などを行わず栄養失調になるほど不適切な介護が見られた。また、母親の認知症による周辺行動に対して暴言がみられた。心理的虐待、介護放棄と認定される。その後、養護者の介護方法が改善し、同居生活を継続している。
5	母親が娘との約束を忘れてしまい、娘は逆上し母親を殴り大けがを負わせた。このことがきっかけに、日常生活における娘の暴言や暴力が明らかとなった。身体的虐待、心理的虐待と認定される。短期入所生活介護で一時保護され、入所期間中に市町村より措置入所の提示を受けたが、母親、娘、関係者で話し合い、同居生活を再開した。その後、虐待行為は改善した。
6	息子は無職で精神疾患の既往があった。透析が必要な父親を放置し、父親は重篤な状態に陥った。息子の精神疾患の状況から、今後の父親の介護に影響があると判断され、介護放棄と認定された。その後、父親は有料老人ホームへ入所し分離となった。しかし、父親の要望により、同居生活が再開された。虐待行為は改善した。
7	息子は無職で、母親の介護を行っているが、母親の行動に対して罵声を放ち、しばしば口論となり、母親は警察に保護される事態に至った。息子はソーシャルワーカーによる介護負担軽減を目的とした介護認定申請などの助言を受け入れず、母親の保護が繰り返された。心理的虐待と認定される。その後、同居生活を継続しているが、現在状況観察中である。
8	息子は仕事が忙しく、認知症のある母親に十分な水分、食事を提供しておらず、ホームヘルパーから不適切な介護の事案として通報があった。介護支援専門員の助言から、介護サービスを増やして対応したが、母親が徘徊し警察に保護されたことから、母親を自室に鍵をかけて閉じこめるようになった。それ以後、母親は衣類などの汚れ、体重の減少、身体状況の悪化などが顕著となり、入院が必要な状態となった。介護放棄と認定され、母親は病院へ一時保護された。母親の退院後は同居生活を再開した。その後、虐待行為は改善した。
9	精神疾患の既往があり、被害妄想の見られる娘は、認知症で徘徊する母親に対して、暴言を放ち、母親が必要とする介護サービスを受けさせず、介護を放棄した。援助者や妹の助言も聞き入れることはなかった。心理的虐待、介護放棄と認定された。その後、娘は精神科病院に入院し、母親は短期入所生活介護を利用する。娘の症状は軽快し母親との同居生活が再開された。虐待行為は改善した。
10	夫は酒を飲むと妻を威嚇し暴言を放っていた。妻はその度に女性センターに逃げ込んでいた。しかし、妻は保護を受けた後、再び帰宅することを繰り返した。後に娘とともに夫との同居はできないと役所へ訴え、措置による養護老人ホームへの分離が行われた。ところが、妻は施設から一時帰宅すると、そのまま夫と同居生活を再開した。1年後、夫から再び暴力を受け、身体的虐待、心理的虐待と認定された。虐待の改善が見込まれないと判断し、親戚宅に再び分離となった。

3) 分析、検討の手順

ヒアリング調査によって聴取した虐待事例に対する援助経過において、対応の初動期から、ある一定の結果が明確となった時期までのソーシャルワーカーの接近方法、養護者の反応を記述し、次に、援助経過の記述内容から、ソーシャルワーカーの特徴的な接近方法について、概念化（命名と定義付け）を試みた。さらに、概念化した接近方法の特徴や傾向について整理し、養護者との関係形成に向けて、ソーシャルワーカーが実際にどのようなアプローチを行っているかについて、ソーシャルワーク実践の観点から検討を加えた。

4) 倫理的配慮

本調査は、福井県立大学人権擁護・倫理委員会における研究倫理審査を経て実施した（受付番号第2013006号）。調査対象者、および、調査対象事例に不利益が生じないように個人情報保護を厳守した。知り得た情報、データは研究活動以外に使用しないこと、データ管理は細心の注意を払って取り扱うこと、聴取後も研究への活用を取り消すことができること等を説明し、書面で調査対象者、および所属長の同意を得た。

V. ソーシャルワーカーの接点の持ち方や接近方法、養護者の変化に関する概念とその定義

調査対象者のソーシャルワーカーの言説から、高齢者虐待事例において、援助者による介入、援助の拒否や抵抗などを示す、関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーカーの接点の持ち方や接近方法について、18個の概念を見出した。また、養護者の変化について、2個の概念を見出し、定義付けた（表4）。

VI. ソーシャルワーカーの接近方法の特性と養護者の変化

ヒアリング調査の結果から、関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーカーによる接点の持ち方や接近方法について、以下の整理では、18個の概念を「 」内に示し、さらにまとまりのある関連した複数の概念をカテゴリー化し《 》内に表わした。養護者の変化については、2個の概念を『 』内に示した。初出の概念とカテゴリーをゴシック体で強調し記述している。

関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーカーの接近方法と養護者の変化について、概念とカテゴリーを用いて、調査対象者であるソーシャルワーカーの言説による養護者への対応の脈絡に沿って3つに類型化した。

1. 養護者とソーシャルワーカーの相互協働的な関係の形成を意図する接近方法と養護者の変化

1) 接近方法

虐待発生の疑いの通報を受けた地域包括支援センターのソーシャルワーカーは、虐待対応部

表4 ソーシャルワーカーによる接点の持ち方や接近方法、および養護者の変化に関する概念とその定義

ソーシャルワーカーによる接点の持ち方や接近方法に関する概念	定義
① 別名目による訪問	養護者に虐待対応の訪問と悟られず、警戒心、対立などの発生を避け、関係形成が円滑にすむことを目的とした訪問。また、虐待者としてではなく、養護者として尊重しながら接触を試みる訪問のこと。
② 困りごとの聞き取り	養護者を一人のクライアントとして捉え、養護者自身の生活課題、高齢者介護に関する生活問題などについて相談にのること。
③ さりげない確認	訪問による接触時に、養護者との会話などから高齢者の身体状態や安全を確認し、また、養護者の挙動などから生活状況を観察、確認すること。
④ 社会資源の活用	養護者のニーズやデマンドを理解し、社会諸制度や人的資源等を活用し、生活の支障となっている問題などの解消に導くこと。
⑤ ねぎらいのコミュニケーション	受容や傾聴の相談面接を通して、養護者が担う介護や生活上の苦労や努力などをねぎらうこと。また、養護者による介護や工夫などを評価し、慰労、共感することで円滑に養護者との関係を形成することを目的としたコミュニケーションの方法。
⑥ 手紙によるきっかけづくり	直接的な接触が難しい養護者にソーシャルワーカーの関与、意図を伝え、社会資源等の案内や助言を記し、援助者に対する養護者の行動が肯定的に変化することに期待を寄せる手紙を送ること。
⑦ 再訪問の申し伝え	拒否的な養護者は初回訪問だけでは関係形成ができない場合、たとえ拒否されたとしてもソーシャルワーカーによる状況把握や養護者と接点をつくるために今後も関与を続けることを養護者に意識づけるための伝言を行うこと。
⑧ 兄弟家族・親戚への協力依頼	日常的なかかわりをもつ身内の協力は、接触の糸口となる可能性が高いことから、ソーシャルワーカーによる介入の仲介をしたり、また、ソーシャルワーカーの代わりに、高齢者と養護者の生活状況を観察したり、養護者に助言、説得などをおこなうこと。また、緊急時の判断や重要事項の決定などを兄弟家族や親戚に担ってもらうことを目的とした協力依頼。
⑨ 地域関係者への協力依頼	警戒心や抵抗感を軽減するために、地域の民生委員や町会長をはじめ、高齢者と関係の深い地域の知人友人、また、養護者と関係深い地域の人の協力によって、情報収集や観察を行うことやソーシャルワーカーの介入の仲介として養護者と接点をもってもらうことを目的とした協力依頼。
⑩ 専門職への協力依頼	ソーシャルワーカーが接近困難な状況下で、接近が可能な専門職である関係者に依頼し、情報収集や状況観察、あるいは、ニーズ把握や制度適用など、ソーシャルワーク機能を代わりにおこなうことを目的とする協力依頼。
⑪ 専門的権威への指導依頼	医師や弁護士などの専門的知識を有する者の権威によって、養護者に対して高齢者の現状に気づかせ、状況改善などにつながる助言、指導などを依頼すること。
⑫ 専門職への同行依頼	関係機関の専門職の見地から高齢者の状況、養護者自身の生活状況への助言、説明をおこない、養護者が現状に気づくことや肯定的な行動の変化を促すことを目的とし、ソーシャルワーカーの訪問に同行するように専門職に協力依頼すること。
⑬ 手紙による通告	直接的な接触が難しい養護者に対して、ソーシャルワーカーの関与、意図を伝え、行政側の要請、指導などの内容を記した手紙を送り、通告すること。
⑭ 警察官への協力依頼	虐待防止法の立ち入り調査などの援助要請とは違い、警察官の持つ影響力を活用し、養護者への助言や説得、立会いなどを警察官に依頼すること。
⑮ 行政としての助言・指導	強制力、拘束力はないが、養護者が自分の置かれている状況に気づき、援助を受け入れるといった行動の肯定的な変化など、行政側が期待する行動を促すために行政職員が助言、指導、教育を行うこと。
⑯ 法の説明	虐待事例への緊急介入時において法の説明を行うが、行政職員や専門職によって、予め虐待防止法の趣旨や目的、虐待再発時の養護者の分離などのリスク、また、養護者支援について伝え、養護者の考え方や行動が肯定的に変化することを目的とした助言、指導を行うこと。
⑰ 行政による介入	身体または生命に重大な危険が生じている場合、虐待防止法による行政がおこなう立ち入り調査、やむを得ない事由による緊急的な一時保護や措置による入所を実行すること。
⑱ 警察による介入	虐待防止法にある警察署長に対する高齢者の安全確保のための援助要請。状況によっては、警察官職務執行法による犯罪予防や制止などの介入。
養護者の変化に関する概念	定義
① 能動的な行動・態度の変化	相談援助、助言、指導、社会資源の活用等により、養護者自身が現状に気づき、あるいは、養護者の生活問題が解決の方向に向かい、養護者の行動・態度や考え方が能動的に変化し、改まること。
② 受諾	援助者側からの同居生活継続のための要件提示に対して、養護者がある要件を受諾すること。

署の行政職員と同行訪問をおこなう。その際、当該養護者の虐待の有無を確認するために「別名目による訪問」をおこなう場合がある。これは養護者が警戒しないように、ソーシャルワーカーの訪問の目的が虐待対応であることを悟られないためである。また、訪問を受け入れない拒否的な態度、言動を示す養護者であっても、高齢者の安全や虐待の状況、生活状況を把握するために「さりげない確認」をおこなう。高齢者の安全が確認され、緊急性が認められない場合は、養護者との関係形成のために「困りごとの聞き取り」を行い、介護の苦労や工夫を「ねぎらいによるコミュニケーション」を通して養護者を慰労する。その際、高齢者や養護者の言動、家庭の状況を観察し、情報を収集しアセスメントをおこなう。

初回訪問で養護者に拒否された場合は、ソーシャルワーカーが今後も養護者に関心を持つことを養護者自身に意識づけるために「再訪問の申し出」をおこない、後日に改めて訪問する。ソーシャルワーカーは養護者と接点を持てるように繰り返し訪問し、高齢者の安全を確認しながら、養護者に言葉をかけ、また、養護者の些細な言葉に耳を傾け、困り事を把握するきっかけを探る。コミュニケーションの中で養護者の要求が把握できれば、具体的な「社会資源の活用」や対処方法などの助言が可能となる。一方、養護者と面談が困難な場合は「手紙によるきっかけづくり」で面談の要望を書面で伝えることもある。

以上の7つ概念（表4①から⑦）によって構成されるカテゴリーを《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》とした。

2) 養護者の変化

当初、養護者の拒否や抵抗があっても、上述した接近方法を用いて養護者と接触し、困りごとの解消や要求の充足をはかれば、養護者の態度は軟化し、養護者の『能動的な行動・態度の変化』があらわれる。養護者の自発的な『能動的な行動・態度の変化』を引き出すことができれば、養護者自身からソーシャルワーカーに相談することも見られ、援助関係に基づいて協働的に生活問題を解決することが可能になり、ひいては虐待行為の改善につながる。

援助関係の形成を意図するソーシャルワーカーは、養護者に積極的な関心をもち、生活問題を援助する。また、今後も養護者の生活に関与することを養護者に意識づける。《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》は、養護者の警戒心や抵抗感の発生を回避し、養護者の反応や意思を確認しながら、円滑な関係形成を意図し、養護者と環境の関係を調整する接近方法である。換言すれば、ソーシャルワークの専門職性による権威や行政職が持つ権限といったパワーを表出せずに養護者との接点を持ち、ソーシャルワーカーとの援助関係を通して養護者が自らの行動、態度を振り返り、よりよい行動が選択できるように促すアプローチである。

2. 人的社会資源による接近方法と養護者の変化

1) 接近方法

高齢者の安全が確認できても養護者の拒否的な態度が継続するようであれば、さらなる援助はできず、膠着状態に陥り、《ソーシャルワークの援助関係を意図するアプローチ》の限界を感ずるようになる。

ソーシャルワーカーだけでは養護者との接点が確保できず、高齢者や養護者の血縁者、顔見知りなどの地域の関係者へ協力を要請する「兄弟家族・親戚への協力依頼」、「地域関係者への協力依頼」を試みる。この協力依頼は、高齢者や養護者の身近な関係者によって、警戒心や抵抗感を減少させ、接点を確保する方法である。あるいは、既存の人間関係によって、他者との接点を受け入れざるを得ない立場に養護者を置くものである。

「兄弟家族・親戚への協力依頼」は、高齢者や養護者の血縁者といった関係の深い身内からソーシャルワーカーが養護者との面談を要求していることなどを伝達、仲介してもらうことや、情報収集、助言、説得をおこなってもらうことである。その他、緊急時の受診や入院などの重要事項の決定や手続きにおいて、身内の了承を得るといった役割も果たしてもらう。これらを踏まえた兄弟家族・親戚の協力は、拒否や抵抗を示す養護者に対する有効な橋渡しとなる。

他に、地域の民生委員や町会長、関係の深い近隣者、養護者が勤務する会社の関係者からの接近方法は、「地域関係者への協力依頼」である。「兄弟家族・親戚への協力依頼」と同様、対象家族の状況把握、情報収集、ソーシャルワーカーとの面談の仲介などといった役割である。さらに、身近な関係者の協力依頼においては養護者の虐待行為の実態をソーシャルワーカーに代わってモニタリングしてもらう場合もある。

兄弟家族・親戚、地域の関係者と養護者との固有の関係性によって、接点を持たざるを得ないように養護者に圧力がかかる場合があり、養護者にとっては心理的な圧迫がかかることが予想される。このように見れば、ソーシャルワーカーによるこれらの人たちへの依頼は、養護者に外圧をかけて養護者の言動を変化させる接近方法とも言える。また、協力要請される関係者と養護者の関係性によっては、養護者は一旦、働きかけに耳を傾けるかもしれないが、再び拒否的な態度をとったり、身近な関係者自身が協力を辞退することもある。したがって、必ずしも有効な協力が得られるとは限らず、不安定要素を孕んだ接近方法である。

以上の2つの概念（表4⑧から⑨）によって構成されるカテゴリーを《インフォーマル資源を活用するアプローチ》とした。

一方、フォーマルな関係者のアプローチにおいて、「専門職への協力依頼」は、行政機関に従事する保健師、精神保健福祉士、虐待を受けた高齢者を担当している介護支援専門員などの専門的見地を有した専門職に、高齢者や養護者のニーズ把握、制度適用に関する相談援助を担ってもらうことで、ソーシャルワーカーが接近困難な状況下でも、同等のソーシャルワーク機

能の発揮が期待できる。

また、たとえば医師の専門的権威を通して、高齢者の状態把握や養護者が自らの介護状況に気づくことをねらいとする「専門的権威による指導依頼」がある。さらに、ソーシャルワーカーを直接的に援護する接近方法として、「専門職への同行依頼」がある。専門職によるフォーマルな関係者との同行は、ソーシャルワーカーが専門職と綿密な事前打ち合わせをして実行する。同行する専門職と役割分担をおこない、意図的、計画的に協力体制を整えて訪問していた。

以上3つの概念（表4⑩から⑫）によって構成されるカテゴリーを《フォーマル資源を活用するアプローチ》とした。

ところで、虐待の様態によっては警察が介入する場合がある。公権力を有する警察官も虐待の対応にかかわるフォーマルな人的社会資源である。ここにおける「警察官への協力依頼」は、高齢者虐待防止法に基づく立ち入り調査の際の協力要請までには至らないが、緊急時の介入を視野に入れて、養護者への助言、説得、立会いのための同行、虐待対応のカンファレンスへの参加依頼などの協力、関与を申し入れることである。

「行政としての助言・指導」は、市直営の地域包括支援センターのソーシャルワーカーが、養護者に対して行政職の立場から助言、指導、教育をおこなうものである。行政職が有する権限を養護者に暗示させながら、関係形成を促し、援助過程に導く接近方法である。

「法の説明」では、ソーシャルワーカーや他の行政職によって、養護者の現状認識や実際の言動の変化を促すことを目的に高齢者虐待防止法の内容を養護者に伝える。養護者に積極的に虐待の事実を自覚させ、虐待行為の悪化を未然に防止することであり、さらに、援助を拒否すれば、養護者の要望と反する分離、措置の実行といった養護者にとってネガティブな結果を伴う情報を伝え、養護者に自制を求める。特に、ソーシャルワーカーの関与による養護者支援の必要性を強調する際に使われる。調査対象の虐待事例では、養護者の休息を名目とした短期入所の利用など、一時的な分離が行われる時、あるいは、一時的な分離から高齢者との同居を再開する際に使われていた。

ソーシャルワーカーが養護者に「法の説明」を直接できない場合は、「手紙による通告」によって伝達される。養護者に対して行政の立場から面談の要望や行政の関与を示唆する内容を書面で伝達する場合である。

このように見ると「警察官への協力依頼」、「行政としての助言・指導」、「法の説明」、「手紙による通告」は、背景に公的機関の権限が控えており、かなり強力で養護者の態度の変化を迫る接近方法と言える。

以上の4つの概念（表4⑬から⑯）によって構成されるカテゴリーを《パワーを背景にするアプローチ》とした。

2) 養護者の変化

人的社会資源を活用した接近方法による養護者の変化を見ると、『能動的な行動・態度の変化』が生じた事例もあれば、「法の説明」や「行政としての助言・指導」によって、『受諾』というかたちで、養護者の変化が生じた事例もみられた。『受諾』は、養護者が援助者の助言、指導、援助を養護者が受け入れることと引き換えに、養護者の要望を満たす場合である。その後の養護者の変化をフォローすると、働きかけた関係者との接触を通して、援助関係を引き入れることで、虐待行為の軽減や生活の改善を図り、高齢者と養護者の同居生活が継続された事例が少なくない。ある意味、養護者にとっては不本意な『受諾』かもしれないが、社会関係を閉ざし孤立していた養護者にとっては、他者との接点を持ち、社会関係が維持されて、ひいては、養護者の心理社会的側面において肯定的な変化を促すアプローチと言える。

3. 行政権限による強制的な介入と養護者の変化

1) 接近方法

身体または生命に重大な危険が生じている場合、高齢者虐待防止法に基づき市町村および地域包括支援センターが立ち入り調査をし、やむを得ない事由による緊急的な一時保護や分離を目的としたアプローチを行う。行政権限の発動による「行政による介入」である。

また、市町村の立ち入り調査の際に、警察署長に対する援助要請に基づく警察の介入、および警察官の職務執行による犯罪の予防や制止、質問などが「警察による介入」である。虐待行為の様態によっては、刑法による警察担当の事案となる場合も含んでいる。

この接近方法は、関係形成の困難や介入拒否などのいかににかかわらず、高齢者の安全確保を最優先し、重大な危険や重篤な状態に対する積極的な介入を図ることである。たとえ養護者が高齢者との同居生活を要望しても譲歩せず、一時保護や分離などに向けた介入を行う。

行政の権限行使である「行政による介入」や「警察による介入」は、法的な対応をとることから、この2つの概念（表4 ⑰⑱）で構成されるカテゴリーを《パワーを行使する行政アプローチ》とした。

2) 養護者の変化

《パワーを行使する行政アプローチ》の実行では、調査対象の虐待事例において、養護者の情緒的な反応は見られるものの『能動的な行動・態度の変化』や『受諾』は見られない。事例において、《パワーを行使する行政アプローチ》を発動し分離が行われた後、高齢者と養護者の同居を再開した事例がある。この事例では、被虐待者である高齢者から同居生活の要望があったことから、その意思の尊重を踏まえてカンファレンスを開催し、専門的見地から同居生活が可能であるかどうかを検討し、その上で、「行政としての助言・指導」や「法の説明」といった《パワーを背景にするアプローチ》を機能させ、養護者に自身が置かれている状況を認識

させて、同居の可能性と分離の継続という選択肢を提示している。その際に養護者に求める要件は、専門職や兄弟などの関係者による関与、観察の継続という《フォーマル資源を活用するアプローチ》、《インフォーマル資源を活用するアプローチ》であり、それは養護者にとって受け入れがたいものであったろうが、同居の継続の要望の強さゆえに『受諾』している。養護者が虐待の再発防止、養護者支援を受け入れることを絶対的な要件として『受諾』することで外部からの支援策の導入が可能となった。

一方、対応の結果が分離となった事例では、さまざまな人的社会資源を導入し、養護者に対するアプローチが試みられたが、養護者は虐待行為を認めず、援助者に拒否的な言動や反応を示すことから、虐待行為、介護や生活状況の改善や軽減といった変化の見込みがないと判断し、強制的な分離がおこなわれている。

Ⅶ. 中間域におけるアプローチの設定

調査対象者であるソーシャルワーカーが試みるアプローチは、虐待対応マニュアルに準拠しつつも、ソーシャルワークの実践者として、独自の工夫をこらし、計画的に、時に試行錯誤しながら養護者にアプローチしていることが明らかとなった。

ソーシャルワーカーが活用する接近方法を大別すると3つに区分できる。1つ目の区分は、ソーシャルワークの相互協働的な関係の形成を意図し、権限や権威といったパワーを表に出さない《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》である。2つ目の区分は、多様な人的社会資源や専門の見地を動員する《インフォーマル資源を活用するアプローチ》、《フォーマル資源を活用するアプローチ》、《パワーを背景にするアプローチ》である。これらはソーシャルワーク実践におけるチームアプローチの形態をとるが、権限や権威、外圧や影響力を潜め、これらのパワーを養護者に暗示させる接近方法ともいえる。そして3つ目の区分は、虐待行為が深刻化し、身体、生命の重大な危機に及んでいる事案に対して、強制的に権限を行使し、公権力を発動する《パワーを行使する行政アプローチ》である。

調査対象者のソーシャルワーカーは、関係形成が困難な養護者に対して、《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》を基盤に、多様な人的社会資源による関係性を動員する《インフォーマル資源を活用するアプローチ》、《フォーマル資源を活用するアプローチ》、《パワーを背景にするアプローチ》を養護者の反応や高齢者の状況に応じて選択し、養護者の『能動的な行動・態度の変化』あるいは『受諾』を養護者に促すために接近していた。

調査対象者のソーシャルワーカーに共通した接近方法の特徴は、《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》を起点とし、危機介入時の《パワーを行使する行政アプローチ》の介入を視野に入れながら、2つ目の区分である多様な人的社会資源の動員を図る《インフォーマル資源を活用するアプローチ》、《フォーマル資源を活用するアプローチ》、《パワー

を背景にするアプローチ》を自在的、試行的に用いて養護者への接近を試みていたことである。

この2つ目の接近方法の位置づけは、《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》と《パワーを行使する行政アプローチ》の両者の中間、換言すれば、養護者との関係形成を重視した穏やかなアプローチと権限の発動に踏み込んだ強制力を伴うアプローチ、すなわち、援助者側のパワーの制御レベルの中間に位置するものとして捉えることができる。

以上のことから、《インフォーマル資源を活用するアプローチ》、《フォーマル資源を活用するアプローチ》、《パワーを背景にするアプローチ》の3つのカテゴリーを集約し、それを仮説的に「中間域のアプローチ」とあらためて命名し、ソーシャルワーカーの接近方法の1つのカテゴリーとして措定し、再編したものが表5である。

表5 「中間域のアプローチ」の設定

概念化した接近方法	アプローチのカテゴリー
「別名目による訪問」「困りごとの聞き取り」「さりげない確認」「社会資源の活用」「ねぎらいのコミュニケーション」「手紙によるきっかけづくり」「再訪問の申し伝え」	A. ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ
「兄弟家族・親戚への協力依頼」「地域関係者への協力依頼」	インフォーマル資源を活用するアプローチ
「専門職への協力依頼」「専門的権威への指導依頼」「専門職への同行依頼」	フォーマル資源を活用するアプローチ
「手紙による通告」「警察官への協力依頼」「行政としての助言・指導」「法の説明」	パワーを背景にするアプローチ
「行政による介入」「警察による介入」	C. パワーを行使する行政アプローチ

表5で大別したソーシャルワーカーのアプローチを俯瞰的に位置づけ、中間域におけるソーシャルワーカーと養護者の関係をつなぐパワーの意図的活用を組み入れた図を作成した(図1)。

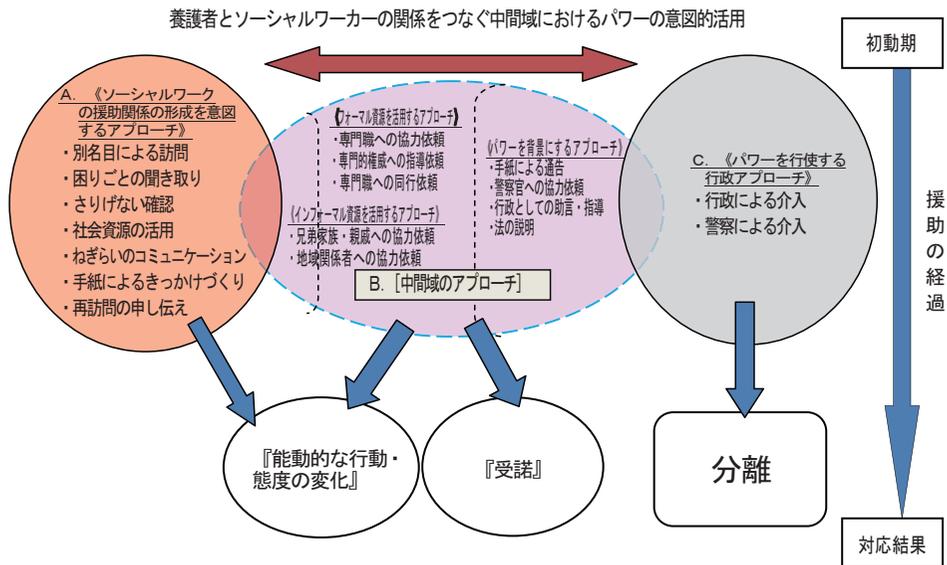


図1. 養護者に対するソーシャルワーカーのアプローチ（俯瞰図）

Ⅷ. 中間域のアプローチの考察

《ソーシャルワークの援助関係の形成を意図するアプローチ》と〔中間域のアプローチ〕は、ソーシャルワーカーがソーシャルワーク実践における援助関係の形成を意図し、関係形成と養護者の肯定的な変化を導こうとする接近方法である。とりわけ、本研究で注目する〔中間域のアプローチ〕は、多様な関係者の協働、連携による人的社会資源の関係性や影響力を活用して、拒否や抵抗を示す養護者との関係形成をねらいとするアプローチが展開される領域である。

また、〔中間域のアプローチ〕の意味は、虐待を行っている養護者が関係者と接点を持ち、社会との関係性が確保される領域とも言える。しかしながら、動員される関係性による外圧や影響、行政職や専門職の潜在的なパワーを用いることから、かえって養護者の態度を硬化させるなど、養護者と関係者の接点のとり方の調整が難しいという課題がある。そこで〔中間域のアプローチ〕に焦点をあて、ソーシャルワーク実践の観点から〔中間域のアプローチ〕の特性と運用の留意について考察を加えることにする。

1. 養護者の変化の可能性と社会関係の再構成

虐待行為が見られる養護者と高齢者本人の生活実態は、社会関係を途絶させ、外部の支援を拒否するという孤立した生活の様相が見て取れる。こうした虐待事例の実態に対して、Ⅲ. で取り上げた Butrym が示すソーシャルワーク実践の価値である「人間尊重」、「人間の社会性」、「人間の可能性」に照らして〔中間域のアプローチ〕の意味を検討しておく。

ソーシャルワークにおける「人間尊重」の価値から見れば、たとえ関係形成が困難な養護者であっても、ソーシャルワーカーは、生活上の困難を抱え、援助を必要とするクライアントとして尊重し、援助に結びつけるために接近する使命を有している。また、〔中間域のアプローチ〕における接近方法は、フォーマルあるいはインフォーマルな人的社会資源を用いて、他者との関係性、社会との接点を確保するという点から、養護者の社会性の維持、拡大を意味する。Butrym の言葉をかりると、「人間の社会性」とは、他者に依存する存在であることによって、それぞれの人間の固有の生き方を貫徹することである。人は孤立しては生きられず、誰かに依存し、かかわりながら生活を営むものである。虐待を行い、関係形成が途絶えた養護者であっても、現実社会を生きるためには、やはり他者との関係性が必要であり、あくまでも養護者の社会性に着目することは重要である。

さらに、Butrym の言う「人間の可能性」に照らすと、〔中間域のアプローチ〕は、人的社会資源からの外圧や影響力を用いる接近方法ではあるが、養護者の社会生活を配慮し、たとえ受け身であっても人的社会資源による関与、介入によって、孤立した状況を脱し、社会との接点を増やすことで、養護者の心理社会的側面の変化を促す可能性がある。『能動的な行動・態度の変化』が生じた事例の帰結を見ると、周囲の関係者からのアプローチを通して、養護者が

支援を受け入れることで、自身の生活上の課題を解決し、高齢者本人との関係を修復し、同居生活を再開した事例があった。そして、ソーシャルワーカーをはじめ、周囲の関係者から示唆された在宅サービスを利用するという要件提示の『受諾』を経て、養護者が要望する高齢者との同居を継続した事例があった。社会関係を拒絶し、援助に対して拒否的な言動を示していた養護者も[中間域のアプローチ]を通して他者や社会との関係を回復し、社会関係を再構成した。

[中間域のアプローチ]は、人的社会資源による外圧や影響力を用いた関係形成の接近方法であるが、養護者の社会関係を開き、実生活を肯定的なものに方向付け、ひいては具体的な生活課題の解決につながる解決志向のアプローチと言えよう。

2. パワーの認識と意図的活用

[中間域のアプローチ]には、人間尊重のソーシャルワークに軸足を置き、養護者を虐待者ではなく、クライアントとして捉え、多様な人的社会資源を投入することで接近を試み、社会との接点を確保し、社会関係を再構成する機能を有するアプローチである。ただし、その運用は、多様な関係者からの圧力や影響力、すなわち養護者との関係性に伴うパワーの活用を起点としており、養護者に対してソーシャルワーカーの存在、関与を意識づけ、気づきや言動の変化を促すものである。

[中間域のアプローチ]には、複数の手法による接近方法があるが、パワーの活用という点から見れば、フォーマルな人的社会資源は専門的な権威や法制度を背景とした力を有している。ソーシャルワーカー自身も対人援助の専門職ゆえのパワーを備え、行政職であればなおのこと、法の目的を遂行するための権限を有しており、パワーを背負った職務者の側面をもっている。

ソーシャルワークにおける権威や権力の活用について、Biestekは、「法にもとづく権威をもって適切にクライアントに接近することはしばしば必要であり、また有効でもある」と述べており(Biestek=2006:181)、また、ForenとBaileyは、「時には、ある種のタイプのクライアントには、技術や知識に裏づけられた権威だけでなく、強要的で統制力のある権威を使うことが適当なことがある」と言及している(Foren and Bailey=1982:44-45)。Trotterも援助者は「法的な役割」と「援助的な役割」という2つの役割をもつと述べている(Trotter=2006:80-83)。

さらに、Rooneyは、法的な要請に従わず、受けるべきサービスを受けないクライアントに対して、必然的な結果がもたらされることの説明や、その結果を踏まえた選択肢をクライアントに提示する手法を示しているが、このことについて、伊藤は「ソーシャルワーカーは行動を強いるもの(enforcer)としての役割を担うことになる」と評している(伊藤1999:107)。

これらのことを虐待対応の接近方法に置き換えると、[中間域のアプローチ]における《パワーを背景にするアプローチ》の「法の説明」や「行政としての助言・指導」といった接近方法が該当する。専門職の権威を用いることとは別に、法制度を背景としたパワーの活用は、行

き詰まった虐待対応の打開策として、ソーシャルワーカーにとって時に有効な接近方法となる
と言えよう。調査対象者のソーシャルワーカーは行政直営の地域包括支援センターに所属して
おり、ソーシャルワークを担う社会福祉士であると同時に、権限を行使する行政組織に属する
職員でもあり、Trotter のいう「法的な役割」と「援助的な役割」の2つの顔をもつ人間である。
とりわけ《パワーを背景にするアプローチ》による接近において、ソーシャルワーカー自身の
立ち位置や援助の目的を明確にし、これら2つの役割を調整することが要請される。たとえば、
養護者と高齢者の一時的な分離や措置入所による分離といった《パワーを背景にするアプ
ローチ》、《パワーを行使する行政アプローチ》における要件提示とその『受諾』は、養護者と高
齢者の安全な生活の継続と養護者支援につなぐための即時的、一時回避的な対応である。つまり、
ソーシャルワークの援助過程に乗せる入り口としての要件提示であり、その後にあらためてソ
ーシャルワークの援助関係の形成を意図して養護者と向かい合わねばならない。

他方、インフォーマルな関係者との協働による《インフォーマル資源を活用するアプローチ》
では、専門性や公的な権限は有しないが、養護者に対してすでに優位な力関係にある関係者も
存在しており、従ってこれも一種の疑似的なパワーを有した接近方法と見なすことができる。
また、インフォーマルな関係者の接近は、虐待行為のみに目を向けて、侮蔑や嫌悪などの感情
から養護者に対して負の感情や言動を表出することも予想される。関係者のネガティブな反応
は、養護者のさらなる拒否や抵抗を喚起させ、ソーシャルワーカーとの関係形成を一層困難に
する懸念があることも勘案しておく必要がある。ソーシャルワーカーはこのような関係者のネ
ガティブな反応を予防するために関係形成と援助の目的を十分説明し、協力を依頼しなければ
ならない。

以上の点から、多様な人的社会資源が備える、インフォーマルな関係者の圧力や影響力、専
門職の権威、法制度のパワーなどが混在する [中間域のアプローチ] の運用は慎重であるべき
であろう。あくまで養護者との関係形成に焦点付けて、養護者の心理や生活の背景を考慮し、
養護者の耐性の限界を超えないように、関係する人的社会資源に伴うパワーの性質を下調べし
ておくことが不可欠である。

[中間域のアプローチ] におけるソーシャルワークでは、パワーの迂回、パワーの暗示など
が養護者にどのような影響を与え、変化を生じさせるのか、複雑なプロセスの観察と予知が求
められる。ソーシャルワーカーは、パワーが作用する接点を意図的に調整する力量が不可欠で
ある。すなわち、ソーシャルワーカーは、[中間域のアプローチ] による人的社会資源の活用
において、意図的に関係者の関与を計画し、コーディネートしていかなければ、養護者の不利
益につながりかねない。養護者の反応を予測して、関係者に説明、協議し、関与の戦略を立て
ることがこのほか重要である。

3. 中間域のアプローチにおけるソーシャルワーク機能

本研究で着目した「中間域のアプローチ」は、関係形成の長期化、援助者が抱く困難感の持続、効果の不確実性など、多くの課題を含んでおり、決して安定したアプローチではない。しかし、ヒアリング調査において注目した点は、調査対象者のソーシャルワーカーはソーシャルワーク実践の価値基盤に基づき、たとえ虐待行為をおこない、関係形成が難しい養護者であったとしても、養護者の自発的、肯定的な変化を待ちながら、様々な接近を試みていたことである。関係形成が困難な養護者に対して、行政権限による対応だけでは法の趣旨である養護者支援は成就しないことをソーシャルワーカーは自覚していたからであろう。かといって、ソーシャルワークの援助関係の形成を追求したアプローチだけでは埒があかぬ現実があることも明らかである。

むしろ、この葛藤状況において、中間域の重要性が浮き彫りになったと言える。中間域という場を設定することで、養護者の状況に合わせて、ソーシャルワーク実践の本来の援助機能と行政権限の行使の片側に偏向せず、養護者との関係性を維持し、また、あからさまなパワーの行使にならぬように両者を調整することで、ソーシャルワークの援助機能に幅を持たすことができ、一方、権限行使の適切なタイミングを見計ることが可能になる。換言すれば、養護者の社会的危機を回避し、行政権限をなるたけ発動させず、中間域における人的社会資源のネットワークで養護者をつなぎ止める働きである。

また、「中間域」という場は、養護者との関係形成のための時間的猶予を確保することになる。すなわち、ソーシャルワーカー以外のフォーマル、インフォーマルな関係者を媒介者として設定することで、早期の関係形成の可能性が生ずる。逆に、関係形成が難航し長期化する場合は、養護者に対して、役割を分担した関係者のアプローチによって、しばらくは養護者の虐待行為を牽制し、抑制する効果が期待でき、ソーシャルワーカーをはじめ援助者側のイニシアティブを維持することができる。

さらに、ソーシャルワーカーは、中間域を中央に配置したアプローチの俯瞰図をイメージすることで、全体のアプローチの枠組みの中で、ソーシャルワーカー自身の立ち位置、連携するチームメンバー、さらに中間域に参加するインフォーマルな関係者の立ち位置や影響力を把握し、養護者の変化の予測もでき、援助過程におけるアセスメントや支援計画を冷静に判断し、選択することも可能となろう。このように本研究で見出された「中間域のアプローチ」におけるソーシャルワーク機能のメリットは多い。

「中間域のアプローチ」におけるソーシャルワーク機能の本質は、多様な人的社会資源を用いて、養護者の社会的機能の回復や社会関係の再構成を図りつつ、ソーシャルワーカーと養護者との援助関係を形成し、養護者をソーシャルワークの援助過程にアクセスすることである。

従って、「中間域のアプローチ」は、権限による行政アプローチを行使するための段階的な

免罪符になつてはならず、パワーを養護者に照射するためのバイパスでもない。[中間域のアプローチ]の活用の際に、養護者の立場に立って、ソーシャルワーカー自身を含めた人的社会資源の有する圧力や影響力、すなわちパワーを覚知し、調整することが、法の謳う養護者支援における高齢者と養護者の主体性の保持、擁護につながろう。

最後にまとめとして、[中間域のアプローチ]の運用において、ソーシャルワーカーが留意すべき点について、以下の4点をあげる。①養護者をソーシャルワークの援助過程に導くことを第一義とした限定的アプローチであることを自覚すること。②援助過程につなぐための関係者のそれぞれの役割を認識すること。③依頼するフォーマル、インフォーマルな関係者のパワーを調整し、それぞれが有する機能を意図的、計画的に活用すること。④その際、養護者に接近することの目的と方法について、個人情報保護、守秘義務を前提に、フォーマル、インフォーマルな関係者に正確に説明することである。

Ⅸ. 今後の研究課題

本研究は、高齢者虐待対応において、ソーシャルワーカーとの接点が確保できず、関係形成が難しい養護者への接近方法に関するものである。あくまで接点確保という援助過程の一断面に焦点を当てたものであり、関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーカーの実際の取り組みを採取し、そのバリエーションを俯瞰的に整理した。また、ソーシャルワーク実践の価値に基づいた、中間域のアプローチと養護者の変化の重要性について指摘した。

養護者の変化は、虐待対応ソーシャルワークのアプローチの効果評価の指標でもあり、本研究で見出された『能動的な行動・態度の変化』、『受諾』の2つの概念で十分であるのか、変化を捉える主体を明確にし、援助過程のどの時点での変化を見るのか、精緻な分析が必要である。また、中間域のアプローチに着目したが、より実務的な課題は、中間域における人的社会資源の類型ではなく、養護者の関係者が、何をどのように養護者と関わるかである。こう考えれば、ソーシャルワーカーと関係者との関係形成のあり方と具体的な方策が虐待対応ソーシャルワークにおけるあらたな研究課題としてあげられる。

さらに、ソーシャルワーカーのアプローチに対する養護者の評価、自身の虐待行為に対する認識の変化のプロセス、ひいては高齢者本人と養護者の関係性の変容の解明までには及ばず、一歩踏み込んだ養護者本人へのヒアリング調査が求められるところである。関係形成が困難な養護者に対する高齢者虐待対応のソーシャルワーク実践モデルを構築するためには、対象家族の生活の全体像を解明し、ソーシャルワーク実践の援助過程の全体を視野に入れた調査、分析、評価が必要である。

X. おわりに

実際の臨床場面でのソーシャルワーカーの動きはどうであったのか。調査対象者のソーシャルワーカーへのヒアリング調査から見えてきたことは、接近困難な養護者に対して、まさに手探り状態で可能な範囲の情報を収集し、アセスメントを試みていたことである。ヒアリング調査におけるソーシャルワーカーの言説による接近方法のバリエーションが、アセスメントの切り口になっていたのである。まさに試行錯誤の中で接点確保とアセスメント、介入、支援が同時に行われていた。

関係形成が困難な養護者に対する高齢者虐待対応が効果的に実行されるためには、養護者が虐待行為に至った要因やプロセス、当該家族が抱える生活問題、生活の背景、家族メンバー間の力動性等との関連を分析し、家族像の特性に応じた情報収集、アセスメントの方法、具体的な援助の方策と評価の手順を提示しなければならない。現実の臨床場面での即応的対応と、対応方法の理論化が車の両輪として要請されている。

謝辞

本研究にあたり事例提供およびヒアリング調査にご協力いただきました、A市およびB市地域包括支援センターのソーシャルワーカーの皆様、調査の許可をいただいた管理者の方々から心より感謝申し上げます。

注

- 1) 井上ら (2008) は、児童保護ワーカーの Edwards とファミリーセラピストである Turnell が SFA の手法を取り入れ共同開発した児童虐待対応の「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」(Signs of Safety Approach) を児童虐待対応としてわが国に紹介している。
- 2) インタビューガイドの設問については、①の対応手順については、厚生労働省老健局 (2006) の虐待対応マニュアルを参考にした。⑤のソーシャルワーカーの対応時の感情、認識については、藤江 (2009, 2010) と大越・田中 (2010)、⑦のソーシャルワーカーの対応、工夫については、一瀬 (2009)、⑧の効果的な対応の聞き取りについては、医療経済研究機構 (2004, 2011) の虐待対応に関する調査を参考にし作成した。②、③、④、⑥については、本研究の目的に沿って設定している。

文献

- Biestek, F.P.J. (1957) *The Casework Relationship*. Loyola University Press. (=2006, 尾崎新・福田敏子・原田和幸訳『新訳改訂版 ケースワークの原則—援助関係を形成する技法』誠信書房.)
- Butrym, Z.T. (1976) *The Nature of Social Work*. The Macmillan Press. (=1986, 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店.)
- Dejong, P. and Berg, I. K. (1998) *Interviewing for Solution*. Cole Publishing. (=1998, 玉真慎子・住谷祐子監訳『解決のための面接技法—ソリューション・フォーカスト・アプローチの手引き』金剛出版.)
- Fantl, B. (1958) *Integrating Psychological, Social and Cultural Factor in Assertive Casework*. *Social Work*, Vol.3,

- No.4, 30-37. Paul, E. Wein Berger.ed. (1969) *Perspectives on Social Welfare. The Macmillan Company.* (=1972, ベルタ・ファンタル・古川孝順訳「第4部5 攻勢的ケースワークにおける心理的・社会的および文化的要因の統合」ワインバーガー編・小松源助監訳『社会福祉論の展望(下巻)』ミネルヴァ書房, 87-104.)
- Foren, R. and Bailey, R. (1968) *Authority in Social Casework. Pergamon Press.* (=1982, 宗内敦編訳『ケースワークと権威』学苑社.)
- 藤江慎二 (2009) 「高齢者虐待の対応に困難を感じる援助者の認識—地域包括支援センターの援助者へのアンケート調査をもとに」『高齢者虐待防止研究』5(1), 103-111.
- 藤江慎二 (2010) 「高齢者虐待対応に困難を感じる援助者の虐待者や被虐待者に対する感情・認識—地域包括支援センターの援助者の語りからの考察」『大妻女子大学人間関係学部紀要 人間関係学研究』12, 99-107.
- 長谷川明美・宮間恵美子・角田陽子・大光房枝 (2009) 「高齢者虐待事例への支援における分離の検討—A市高齢者虐待防止ネットワーク実践から」『高齢者虐待防止研究』5(1), 130-138.
- 服部万里子 (2009) 「養護者支援に対する提言」『高齢者虐待防止研究』5(1), 39-44.
- 服部安子 (2009) 「虐待を受けた高齢者夫婦と養護者(その家族)への支援」『社会事業研究』48, 160-170.
- 一瀬貴子 (2009) 「家庭内高齢者虐待事例に対する社会福祉士のソーシャルワーク実践スキルの構造—家族システム内機能・構造変容を目指したソーシャルワーク実践スキルを中心に」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』12, 71-80.
- 医療経済研究機構 (2004) 「家庭内における高齢者虐待に関する調査(概要)」
(<http://www.ihep.jp/publications/report/search.php?d1=170&i=1> 2012.4.20).
- 医療経済研究機構 (2011) 「市町村における高齢者虐待防止の標準化のための体制整備状況の関連要因および支援のあり方の検討 報告書」.
(<http://www.ihep.jp/publications/report/search.php?y=2010> 2012.4.20)
- 井上薫・井上直美 (2008) 『子ども虐待防止のための家族支援ガイド サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ入門』明石書店.
- 伊藤富士江 (1999) 「『自発的に援助を求めないクライアント』に対するソーシャルワーク実践—ルーニーによる具体的方策の検討」『社会福祉学』39(2), 100-117.
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (2005)
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?> 2011.10.21).
- 厚生労働省老健局 (2006) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/> 2011.10.11).
- 難波貴代・北山秋雄 (2006) 「共依存関係にもとづく高齢者虐待への看護介入」『日本保健福祉学会誌』12(6), 25-32.
- 岡田朋子 (2008) 「高齢者虐待と家族支援の課題」『ソーシャルワーク研究』34(2), 37-43.
- 表志津子・佐伯和子・石原多佳子 (2010) 「看護職の介護支援専門員が認識する高齢者虐待事例のケアマネジメントへの困難と対処」『老年看護学』14(2), 60-67.
- 大越扶貴・田中敦子 (2010) 「援助職が高齢者虐待の対応に困難を感じる要因」『日本在宅ケア学会誌』13(2), 51-57.
- 大島康雄 (2010) 「息子による家庭内虐待に関する一考察」『北星学園大学大学院論集』1, 127-140.
- 副田あけみ・土屋典子 (2011) 「高齢者虐待防止のための実践アプローチ開発」『高齢者虐待防止研究』7

(1), 115-123.

副田あけみ・土屋典子・長沼葉月 (2012)『高齢者虐待防止のための家族支援 安心づくり安全探しアプローチ (AAA) ガイドブック』誠信書房.

社団法人日本社会福祉士会 地域包括支援センターにおける社会福祉士実務研修委員会 (2006)『地域包括支援センターのソーシャルワーク実践』中央法規.

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 (2006)『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—東京都高齢者虐待対応マニュアル』.

Trotter, C. (2006)*Working with Involuntary Clients*. Sage. (=2007, 清水隆明編訳『援助を求めないクライアントへの対応』明石書店.)

鶴飼憲晴・関根薫 (2007)「虐待者である『息子』の特徴と高齢者虐待防止への視点—研修参加訪問介護員へのアンケート調査からの知見」『社会福祉学』47(4), 111-123.

本稿は、筆頭著者である綿谷聡成が、福井県立大学大学院看護福祉学研究科に提出した修士論文「高齢者虐待対応における関係形成に関する研究—関係形成が困難な養護者に対するソーシャルワーカーのアプローチ」(2013年度)をベースに、中間域のアプローチに焦点付けて大幅に加筆したものである。

